

Ver.7.1

MDA光ファイバ利用に関する運用保守手引書

2021年12月

丸の内ダイレクトアクセス株式会社



——目次——

1. 目的	P1
2. 本手引書の対象範囲	P1～P3
3. 線番の呼称	P3
4. 開通工事	P3～P4
5. 分界点での繋ぎ込み・切り離し	P5
6. MDAによる故障対応	P5～P6
7. MDAの駆け付け体制	P7
8. MDAへの立ち合い要請	P7
9. 工事保全通報	P7
10. 移設等による回線停止	P7～P8
11. 故障時間、回線停止時間の定義	P8
12. 連絡窓口	P8
13. その他	P8
別紙 A～F	P9～P20

1. 目的

本手引書は、「卸電気通信役務に関する契約約款」等に基づき、丸の内ダイレクトアクセス株式会社(以下「乙」という。)が契約事業者(以下「甲」という。)に光ファイバー設備を提供するにあたり、運用保守上必要となる取り扱い事項を定める。

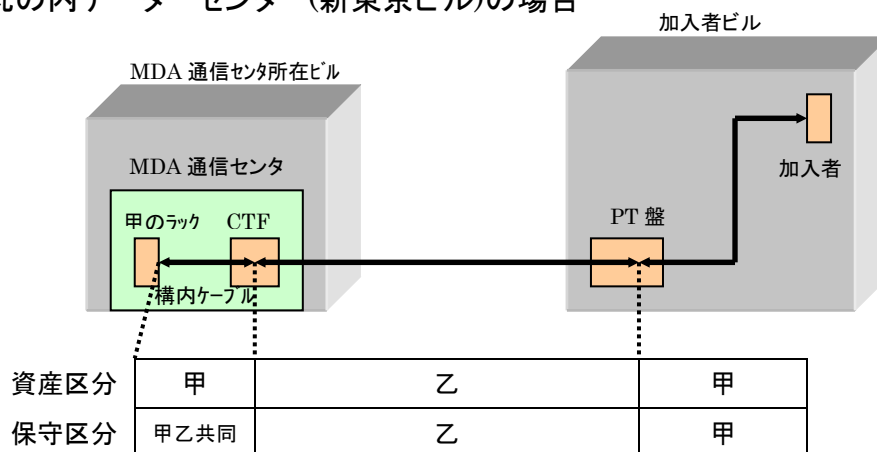
また、乙の通信センター内に設置された甲の構内ケーブルについても、本手引書にて運用保守上の取り扱い事項を定める。

尚、乙の通信センターへの入退室等共通的基本事項については、甲は、最新版の「通信センターご利用マニュアル」を遵守することとする。

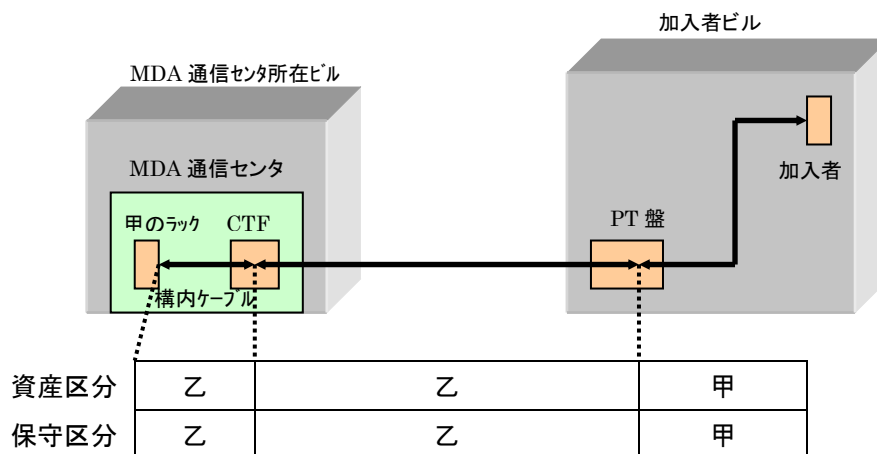
2. 本手引書の対象となる設備の構成

(1) ビル間光ファイバを提供する形態

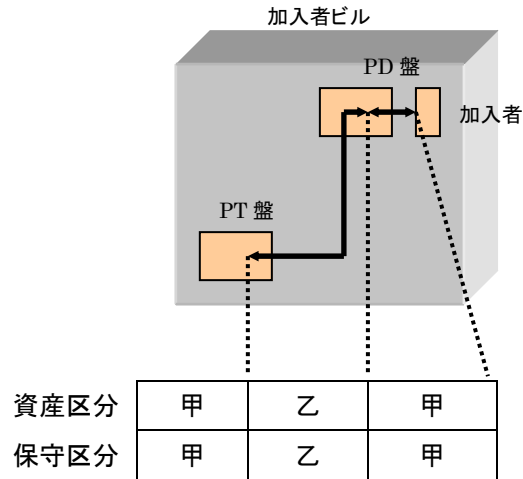
a) 丸の内データセンター(新東京ビル)の場合



b) 大手町データセンター(フィナンシャルシティ)の場合

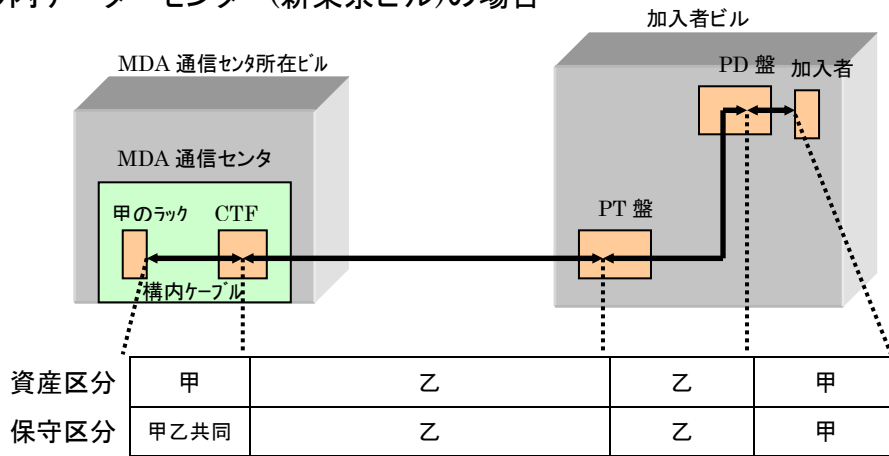


(2) ビル内縦光ファイバを提供する形態

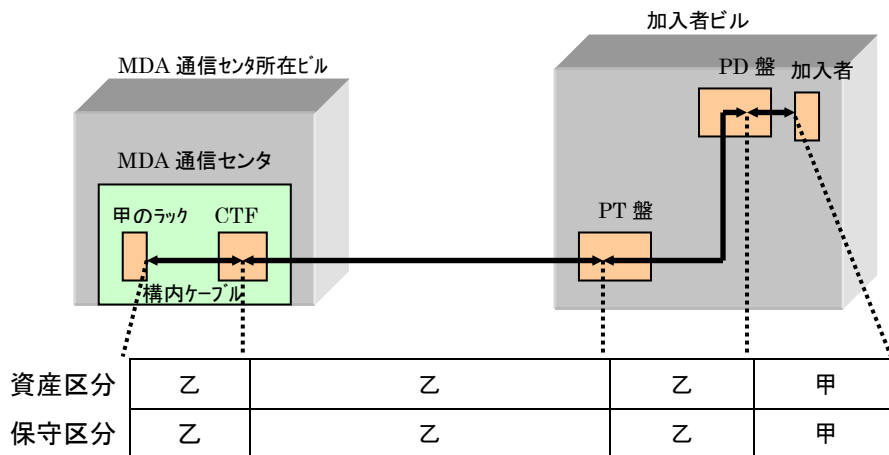


ビル間光ファイバとビル内縦光ファイバをセットで提供する形態

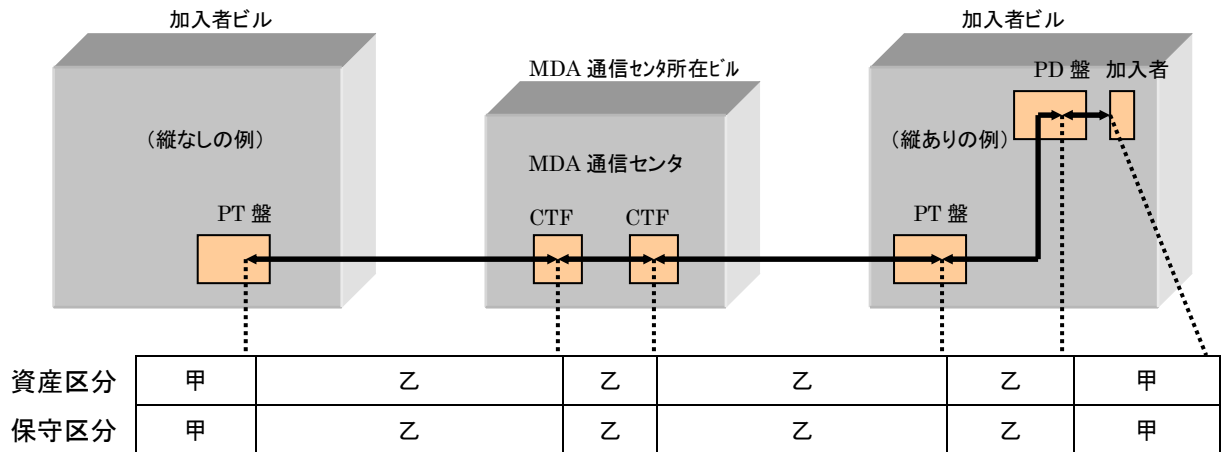
a) 丸の内データセンター(新東京ビル)の場合



b) 大手町データセンター(フィナンシャルシティ)の場合



(3) 2つの区間のビル間光ファイバ提供サービスを接続して提供する形態



(4) その他

通信センター～クロージャ間など、上記にあてはまらない構成の場合は、別途甲乙間もしくは関係事業者間で保守の取決めを行う。

3. 線番の呼称

乙は、光ファイバーの線番を特定するための呼称として「芯線ID」を定め、甲に通知する。芯線IDの体系は、数字で「4桁プラス3桁」(例えば、0003-015)とする。

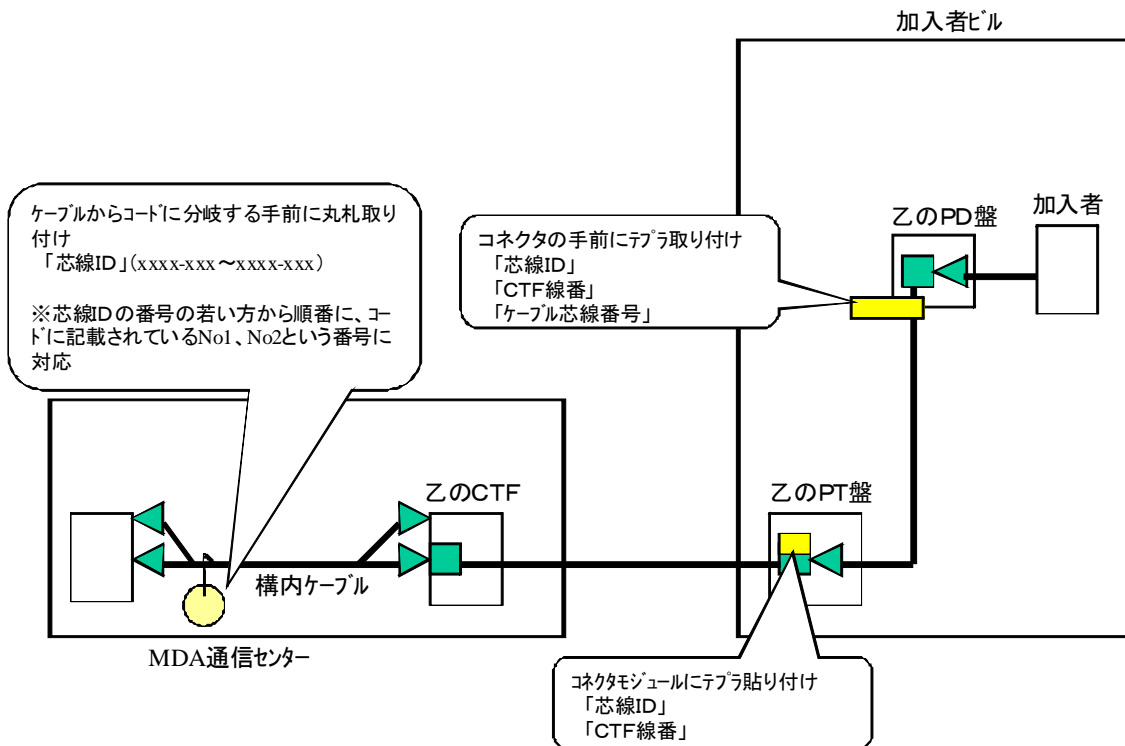
(※前半の4桁は先頭の「0」を省略して2桁で表示することがあります。)

使用終了した芯線IDは欠番とする。

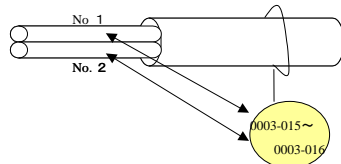
4. 開通工事

(1) 開通工事のフローを「別紙 A-1」に示す。

(2) 乙は、甲との資産分界点・保守分界点において、原則として以下の通り線番の表示を行う。(「別紙 A-2」の写真参照)



※通信センタ構内ケーブルの甲側の線番表示



(3) 甲は、PT盤・PD盤でのケーブル繋ぎ込みを行う際、乙が「光ファイバ接続承諾書」にて指定する窓口に連絡し立会い・鍵開けを依頼する。尚、以下の場合については、両者協議の上、甲は乙が実施した作業の実費相当額を支払う。

- ① 甲側の理由により立会い日時が乙の非営業日(土曜・日曜・祝祭日・平日夜間)になる場合。
- ② 甲側の理由により立会い日が当初の希望日(使用開始希望日)より2ヶ月以上遅れる場合。
- ③ 甲側の理由により立会いが長時間に渡る場合、もしくは2回以上必要となる場合。(「長時間」とは1時間を超える場合を目安とします。)

5. 分界点での繋ぎ込み・切り離し

(1) SCコネクタの繋ぎ込み

①PT盤・PD盤

PT盤またはPD盤に甲のケーブルを繋ぎこむ行為は、原則として、乙立会いのもと甲が別紙「A-3」の手順に従い実施する。

②通信センター

乙のCTFに甲の構内ケーブルを繋ぎこむ行為は、乙にて実施する。甲の構内ケーブルを甲のラックに繋ぎ込む行為は、甲にて実施する。

(2) SCコネクタの切り離し

①PT盤・PD盤

PT盤(PD盤)から甲または乙のケーブルを切り離す行為は、原則として乙立会いのもと甲が行う。

乙は、甲の許可を得た場合、PT盤(PD盤)から甲または乙のケーブルを切り離すことができる。

②通信センター

乙のCTFから甲の構内ケーブルを切り離す行為は、甲の許可を得た上で乙にて実施する。甲の構内ケーブルと甲のラックを切り離す行為は、甲にて実施する。

6. MDAによる故障対応

(1) 故障対応の基本的考え方

故障発生時の故障箇所切り分け作業は、原則としてまず甲にて実施する。

甲は、次のいずれかの場合に乙に対して出動要請を行う。

- ・ 甲側区間の正常性を確認した場合
- ・ 乙に出動要請をしなければ、甲区間の正常性確認作業もしくは復旧作業が不可能な場合。

乙は、甲からの要請内容により、作業員を派遣する場所・人数を決定する。

(2) 連絡方法

甲から乙への要請は「別紙 B-1」の様式により行う。(原則はFAX送信。緊急時には電話にて連絡後FAX送信する。)

要請内容が立会いのみの場合には、「別紙 C」により連絡する。

(3) 故障対応フロー

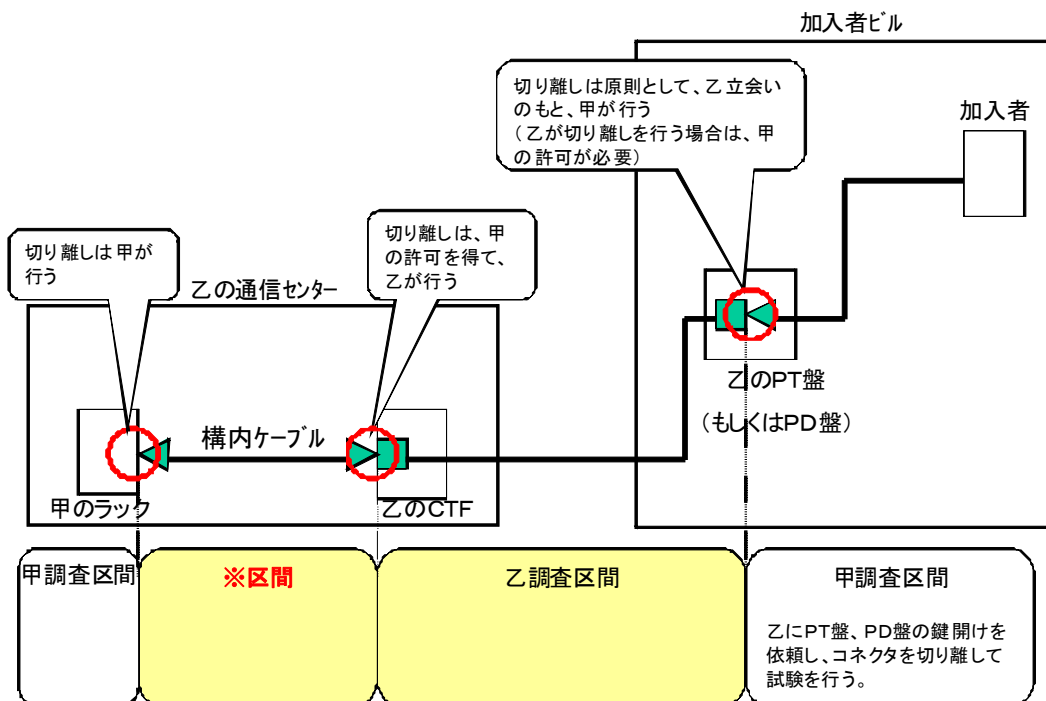
故障対応フローを「別紙 B-2」に示す。

(4) 駆け付け費用

甲からの要請により乙が故障対応作業を行った結果、乙側に故障の原因がないことが判明した場合、両者協議の上、甲は乙からの請求に基づき乙が実施した作業の実費相当額を支払う。ただし、故障の原因当事者が判明しなかった場合はこの限りではない。

(5) 故障切り分け

故障時の故障箇所探索作業の分担は次の通りとする。



※区間について

a) 丸の内データセンター(新東京ビル)の場合

甲乙共同調査区間とする。

故障時の故障箇所探索作業時は甲乙協力して試験を行う。

ケーブルを交換する場合、材料調達・敷設は乙側にて行う。

b) 大手町データセンター(フィナンシャルシティ)の場合

乙の調査区間とする。

ケーブルを交換する場合、材料調達・敷設は乙側にて行う。

7. MDAの駆け付け体制

故障発生時の乙の駆け付け体制は以下の通りとする。

受付時間	24時間365日
駆け付け時間	基本的に2時間以内 但し、設備の立ち入りに際し、道路管理者・洞道・マンホールの所有者の許可を得る必要がある場合、故障箇所への駆け付けに時間を要する場合がある。
修理時間	駆け付け後、甲からの指示に基づき、予備芯線への切り替え等応急処置を行う。予備芯線がない場合は修理・部品の交換等を行う。

8. MDAへの立会い要請

(1) 立会い要請の方法

甲が乙に対して立会いを要請する場合、甲は、原則として作業の3営業日前迄に「別紙 C」の様式により立会いの依頼を行う。(FAX可。)

但し、故障発生時等には、甲は乙に対し、緊急の立ち合い依頼を行うことができる。(故障対応の項を参照のこと。)

(2) 立ち合い費用

乙が甲からの依頼に基づき立会いを行った場合、甲は、乙からの請求に基づき立会いの実費相当額を支払う。ただし、乙区間の障害など乙側の原因により立会いが発生した場合は立ち合い費用は発生しない。

乙は甲に対し、立ち合い費用の単金について、別途提示するものとする。

9. 工事保全通報

乙又は第三者が実施する建設工事等により、甲が乙より提供を受けている光ファイバケーブル芯線に影響を及ぼす恐れがある場合、乙は甲に対して、事前に工事保全通報を送付する(様式は「別紙 D」)。

工事保全通報は、原則として工事实施の一週間前迄に送付する。但し、緊急の場合はその限りではない。

10. 移設等による回線停止

(1) 乙が計画的に実施する移設作業等により、甲が使用している光ファイバケーブル芯線について提供を停止する必要が生じた場合、乙は①実施予定日の約 75 日前に、設備移設照会書「別紙 E-1」により甲に事前の連絡を行い、甲乙間で日程について協議の上、②原則実施日の30日前までに設備移設通知書「別紙 E-2」により甲に通知し確認を得るものとする。

(2) 土地・建物・管路・洞道・その他の設備の所有者又は道路管理者より乙の光ファイバー設備の移設又は撤去を求められた場合には、①実施予定日の約45日前に、設備移設照会書「別紙 E-1」により甲に事前の連絡を行い、②原則実施日の30日前までに設備移設通知書「別紙 E-2」若しくはこれに準ずる書式により甲に通知し確認を得るものとする。

※移設等による回線停止の処理手順を「別紙 E-3」に示す。

11. 故障時間、回線停止時間の定義

(1) 甲が月額料金の支払いを要しない「故障時間」の定義は以下のとおりとする。

開始時刻： 甲が乙に対し故障対応を依頼した時刻。

終了時刻： 乙が甲に故障回復を通知した時刻。

(但し、可能な限りの連絡手段をもってしても甲・乙間で確認連絡が取れない場合は、連絡元が作成した記録に基づき、協議の上、開始・終了時刻を決定する。)

(2) 甲が月額料金の支払いを要しない「回線停止時間」の定義は以下のとおりとする。

開始時刻： 乙が設備移設通知書にて通知した開始時刻。

終了時刻： 乙が設備移設通知書にて通知した終了時刻。

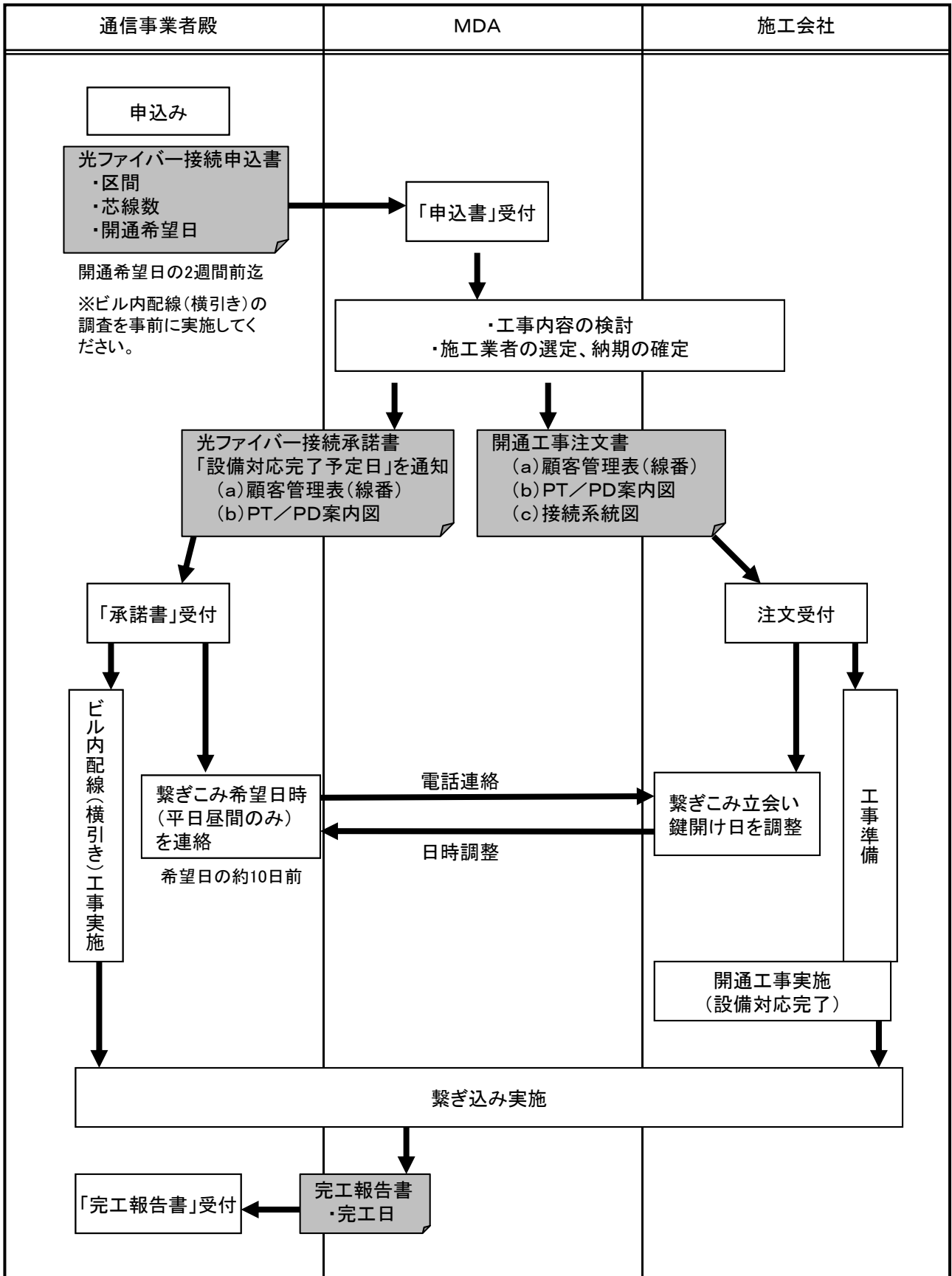
但し、作業状況等の都合により終了時刻の延長(変更)が予想される場合は、事前連絡を行い甲側の合意のもと延長(変更)できるものとする。(但し、可能な限りの連絡手段をもってしても甲・乙間で確認連絡が取れない場合は、乙側で記載する回復連絡履歴を終了時刻とする。)

12. 連絡窓口

乙の連絡窓口を「別紙 F」に定める。甲は、緊急時の連絡先を「別紙 F」の様式等により乙に通知する。

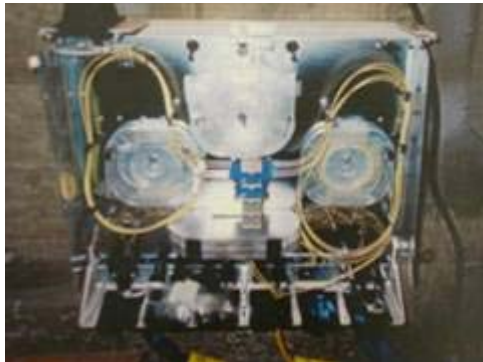
13. その他

甲及び乙は、運用保守上必要な事項に関する情報を相互に提供し、運用保守業務の円滑化を図るものとする。本手引書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙間で協議の上、誠意を持って解決を図るものとする。



(1) PD盤における線番の表示

接続部全体



左側がMDA側
右側が契約事業者(ユーザ)側

MDA側拡大図



<シールの記載内容>

芯線ID	CTF線番
構内ケーブル芯線番号	

(2) PT盤における線番の表示

接続部全体

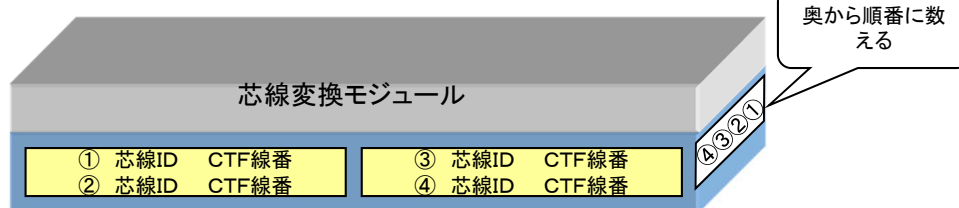


左側がMDA側
右側が契約事業者(ユーザ)側

MDA側拡大図



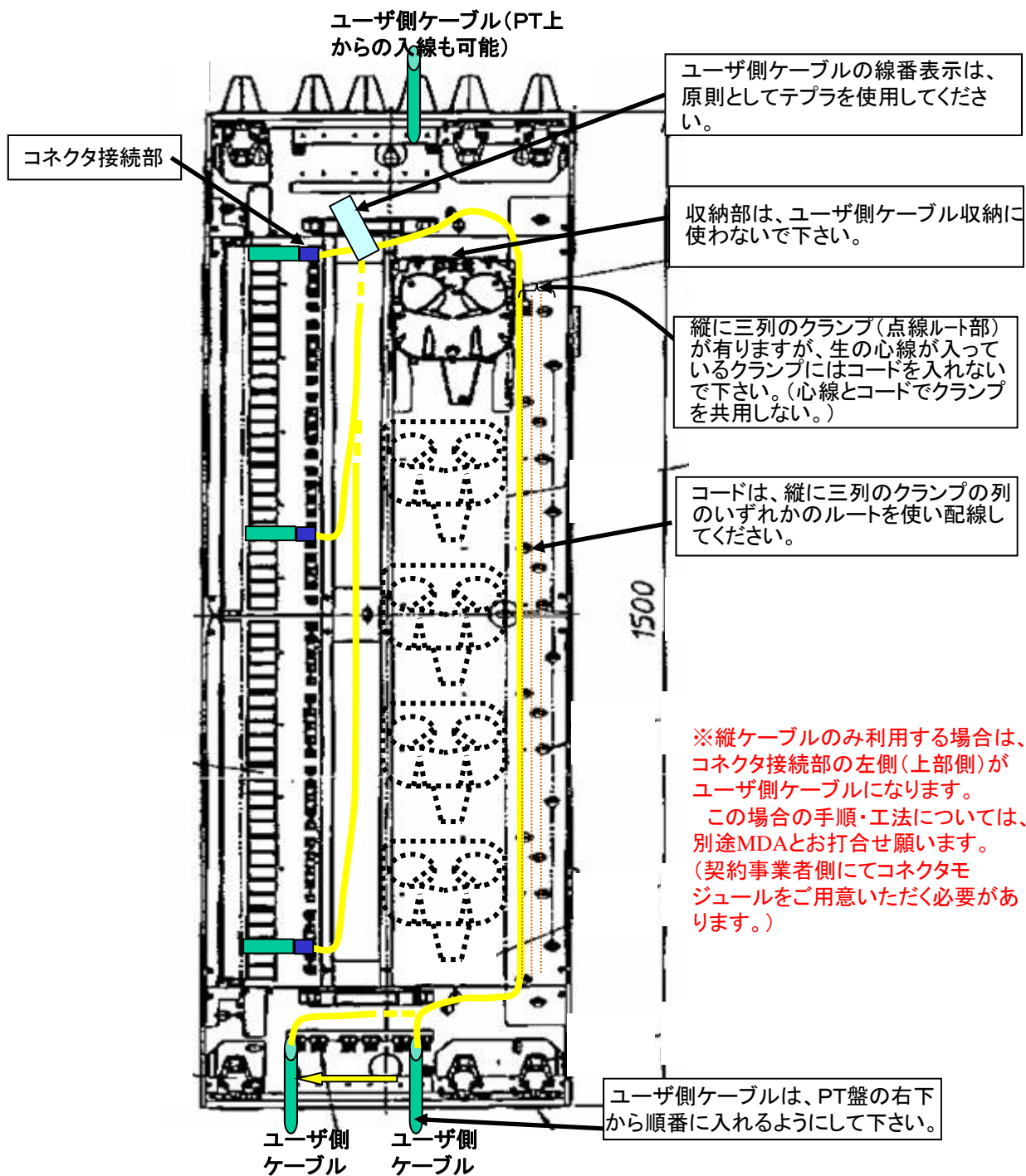
<シールの記載内容と配置>



PT盤への契約事業者(ユーザ)側ケーブル繋ぎこみ手順

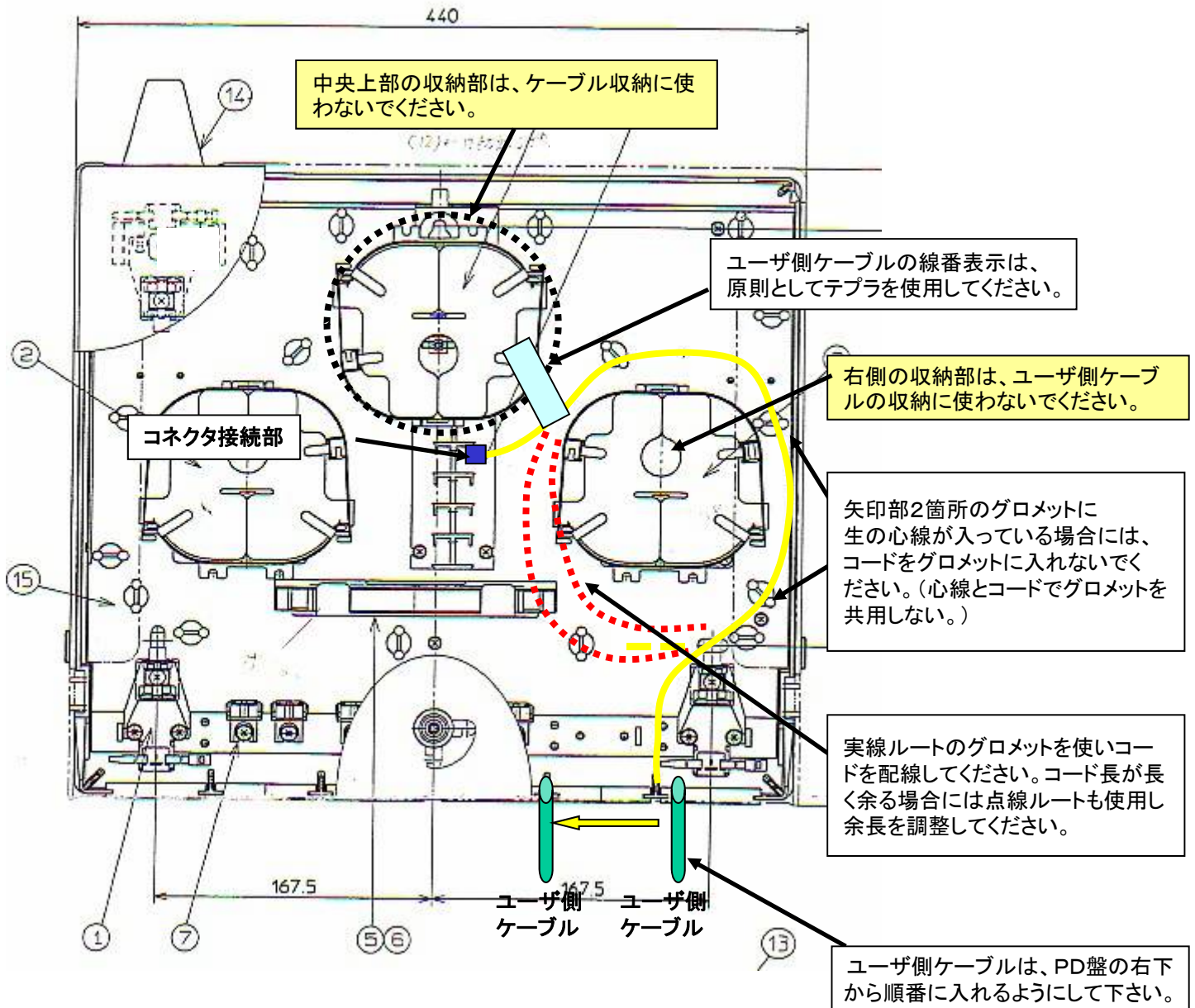
別紙A-3

- ・ユーザ側ケーブルはSCコネクタ付きケーブルをご使用願います。
(PT盤内での融着を希望する場合は、事前にMDAにご相談願います。)
- ・ユーザ側ケーブルのPT盤内コード長は、コネクタ接続位置に合せケーブル被覆を剥き適宜調整願います。
- ・ユーザ側ケーブルへの線番表示は、原則としてテプラをご使用願います。
- ・ユーザ側ケーブルは、実際に接続する芯線数のものを使用してください。やむを得ず余剰芯線の収容を希望する場合は事前にMDAにご相談願います。



PD盤への契約事業者(ユーザ)側ケーブル繋ぎこみ手順

- ・ユーザ側ケーブルはSCコネクタ付きケーブルをご使用願います。
(構造上、PD盤内での融着はできません。)
- ・ユーザ側ケーブルのPD盤内コード長は、約1mとなる様願います。
- ・ユーザ側ケーブルへの線番表示は、原則としてテプラをご使用願います。
- ・ユーザ側ケーブルは、実際に接続する芯線数のものを使用してください。やむを得ず余剰芯線の収容を希望する場合は事前にMDAにご相談願います。



丸の内ダイレクトアクセス(株)監視センター 御中
 FAX番号:03-3810-3281 (※TEL番号:03-5692-4080)

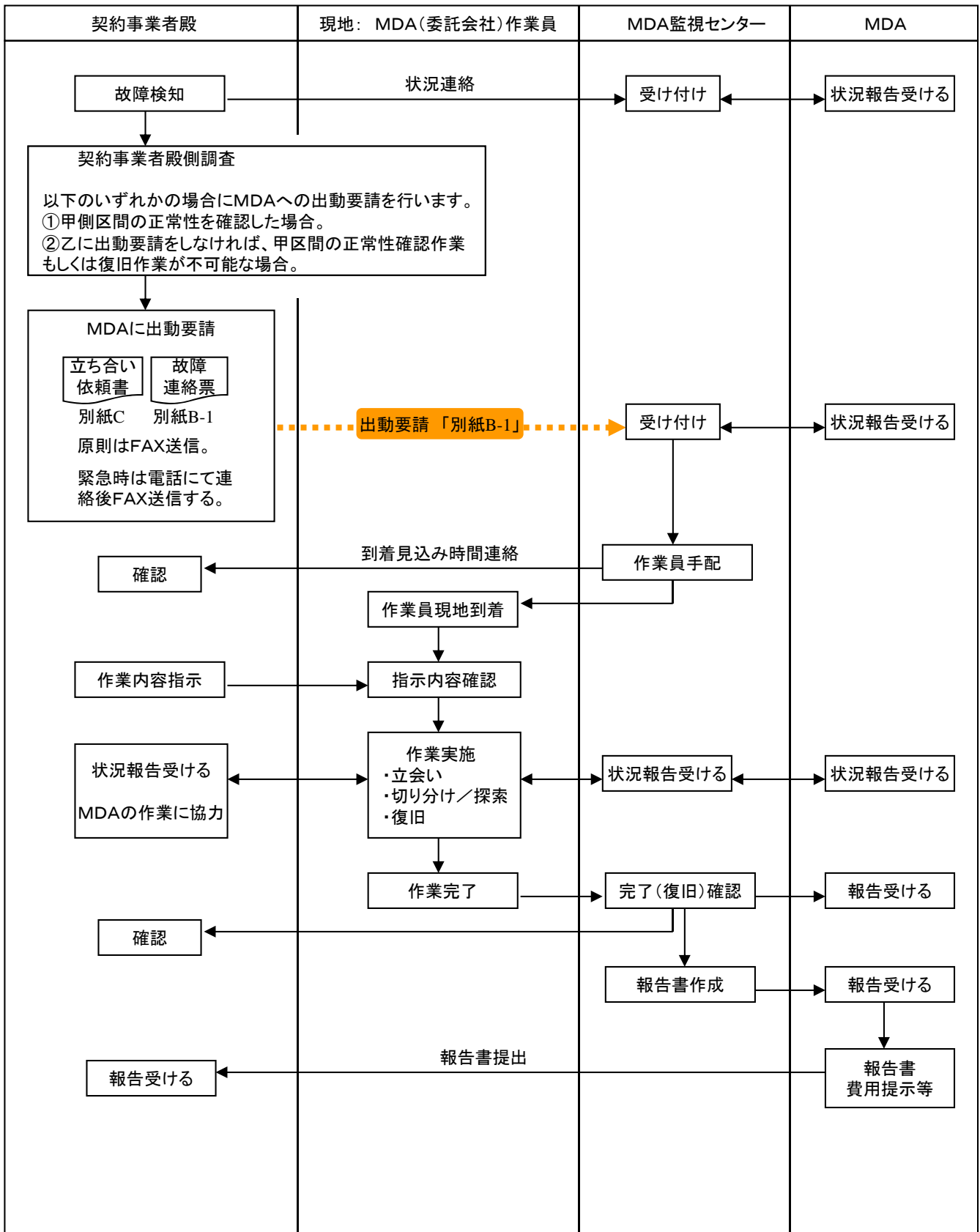
MDA光ファイバー・通信センターに関わる故障連絡票

契約事業者側情報	◇契約事業者名						
	◇故障設備名 (区間・芯線ID)						
	◇故障発生日時	平成	年	月	日 (曜日)	時	分
	◇故障状況・措置状況 (切り分け等)						
	◇要請内容						
	◇連絡日時	平成	年	月	日	時	分
	契約事業者担当者(氏名):						
	契約事業者担当者(TEL):		(FAX):				

以下の項目はMDA監視センターにて記入します。

MDA側対応状況	◇対応者(記録者)	MDA監視センター担当者(氏名):											
	項目	時間帯	担当者	内容									
	契約事業者からの連絡受付(A)												
	現地到着												
	回復連絡(B)												
	作業員帰着												
	◇処理内容												
	◇故障原因												
(A)から(B)迄の時間	時間	分	平成	年	月	日	時	分	~	月	日	時	分

故障発生時の連絡フロー



平成 年 月 日

丸の内ダイレクトアクセス(株)御中

事業者名

立会い依頼書

下記により工事を実施しますので、立会い方宜しくお願い致します。

依頼番号	第 号 (平成 年 月 日)	
工事(作業)名	会社名： 作業責任者： 電話番号： 携帯番号：	
作業実施者		
立会い依頼内容	立会い実施日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分
	作業内容	
	要望等	
依頼担当者	所属： 担当者： 電話番号： FAX番号：	

ご依頼の件了承致しました。

平成 年 月 日
丸の内ダイレクトアクセス(株)

工事・保全通報書

第 号
平成 年 月 日

殿

丸の内ダイレクトアクセス(株)
連絡責任者

TEL

FAX

作業箇所		作業区分	・線路 ・通信センタ ・ビル内 ・その他
作業内容			
作業により支障を与える恐れのある設備及び回線名			
作業期間及び時間帯	期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	時間帯	時 分 ~ 時 分	
依頼事項			
事前事後の連絡 [有・無]	[連絡先]		
記事欄			
処理 記録	発信		受信
	年 月 日	担当者	年 月 日 担当者

平成 年 月 日

殿

丸の内ダイレクトアクセス株式会社

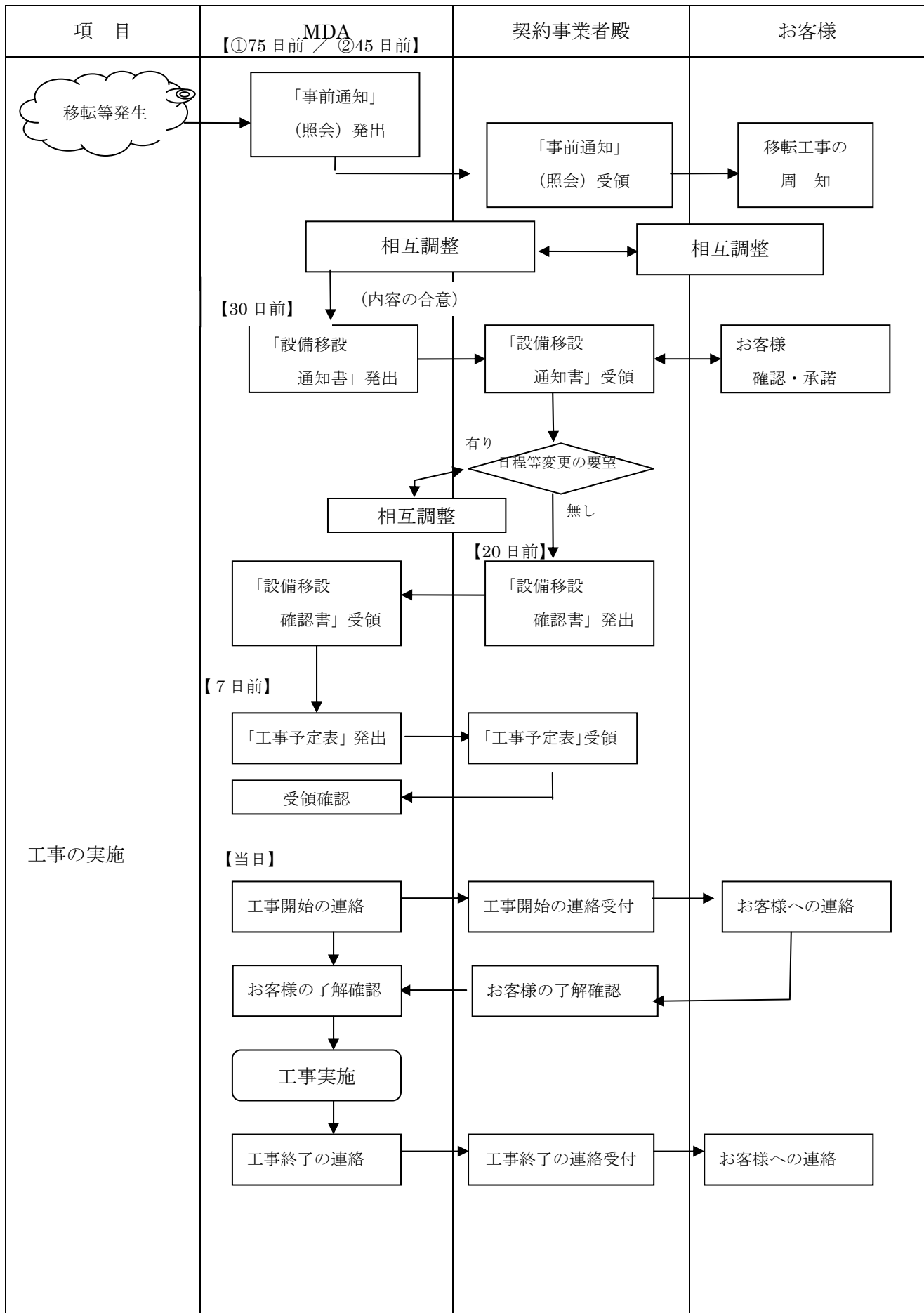
設備移設工事の事前通知について（照会）

下記のとおり設備移設工事を実施しますので御通知いたします。

記

1. 実施予定時期 平成 年 月 旬
2. 実施時間帯 昼・夜間
3. 工事実施場所
4. 対象設備
5. 本件問合せ (担当者)

以上



①MDA が計画的に実施する移設作業等による場合 75 日前迄。

②土地・建物・洞道の所有者又は道路管理者より設備の移設・撤去を求められた場合は 45 日前迄。

事業者名:

【緊急時】

更新日: 2021年12月20日現在

1. 緊急時・障害発生時連絡先

種別	丸の内ダイレクトアクセス(MDA)	[お客様]	
代表窓口	MDA線路・土木設備監視センター(24時間対応) TEL:03-5621-3700 FAX:03-3810-3281	優先1	部署名 TEL: Email:
		優先2	
		優先3	
		優先4	
		優先5	

※MDAに対する障害申告は、『運用保守手引書』本文記載のとおり、「芯線ID」を明示願います。

【緊急時以外】

1. 契約・開通申込み関係窓口

種別	MDA	[お客様]	
代表窓口	営業部(09:15~17:45) TEL:03-3214-4881 FAX:03-3214-4883 info@directaccess.co.jp	部署名	TEL: Email:

2. 開通時のPT盤・PD盤での立会い依頼(契約事業者ケーブルの接続の為の立会い。)

種別	MDA		
代表窓口	MDAから委託を受けた開通施行業者 ※MDAから返信する『光ファイバー接続承諾書』 に記載の連絡先をお願いします。		

3. 開通時以外の立会い依頼

種別	MDA		
代表窓口	営業部(09:15~17:45) TEL:03-3214-4881 FAX:03-3214-4883 info@directaccess.co.jp		

4. 芯線ID・損失値等についての問い合わせ

種別	MDA		
代表窓口	線路技術部(09:15~17:45) TEL:03-3214-4886 FAX:03-3214-4883 request@directaccess.co.jp		

5. 工事保全・設備移設等に関するご連絡窓口

種別	MDA	[お客様]	
代表窓口	線路技術部(09:15~17:45) TEL:03-3214-4886 FAX:03-3214-4883 request@directaccess.co.jp	部署名	TEL: Email:

6. 『光ファイバ利用に関する運用保守手引書』についてのご質問

種別	MDA		
代表窓口	営業部(09:15~17:45) TEL:03-3214-4881 FAX:03-3214-4883 info@directaccess.co.jp		

※上記連絡先に変更が生じた場合には、双方とも契約窓口より随時相手方に連絡を行うものとします。

※お客様の個人情報は弊社が厳重に管理します。

弊社における個人情報の取り扱い・開示や個人情報の利用目的につきましては、弊社ホームページをご参照ください。

(<http://www.directaccess.co.jp/index.php>)